

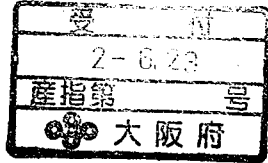
(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 日

大阪府知事 殿

4/27



提出者

住 所 兵庫県神戸市中央区
港島中町4丁目1番1

氏 名 株式会社 ダイエー
代表取締役社長 近澤 靖英

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ダイエー茨木プロセスセンター
事業場の所在地	大阪府茨木市横江2丁目7番52号
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	56:各種商品小売業
②事業の規模	商品出荷ケース数 44.5百万ケース/年
③従業員数	990人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	発砲スチロールB工程
	排 出 量	1000 t	15 t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の脱水効率を高める為、脱水機の定期メンテナンスの実施及び高分子凝集剤と無機凝集剤の選定を行った。(汚泥) 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	発砲スチロールB工程
	排 出 量	950 t	14 t
	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理設備の修繕・整備を行い、廃水処理の適正管理を継続する。 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥、発砲スチロール、廃プラスチック類
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記継続実施

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチックC工程				
0 t	t	t	t	t

・前年度、産廃処理をしていたコンテナ類を各食品会社取引先へ回収を依頼し、産廃処理を行わないようにした（廃プラスチック）

②計画

t	t	t	t	t

・取り組みを継続し、産廃処理を行わないようにする。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	発泡スチロール B工程
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	発泡スチロール B工程
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	発泡スチロール B工程
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	900 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・脱水機に注入する汚泥及び凝集剤の配分管理を行い、更に含水率を減少させた。（汚泥）			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	発泡スチロール B工程
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	855 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・排水処理設備機器更新及び改修を行い管理体制を強化する事で、処理効率を上げる。（汚泥）			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃プラスチック C工程			
0 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃プラスチック C工程			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	発泡スチロール B工程
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	発泡スチロール B工程
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	発泡スチロール B工程
	全処理委託量	100 t	15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	100 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	100 t	15 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
(これまでに実施した取組) ・汚泥(脱水有機汚泥)は、委託処理業者によりセメント原料化される。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

廃プラスチック C工程			
0 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃プラスチック C工程			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	発泡スチロール B工程
	全処理委託量	95 t	14 t
	優良認定処理業者への処理委託量	95 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	95 t	14 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> 委託処理業者に対して、引き続き定期的に処理状況の現地確認を行う。 			
※事務処理欄			

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

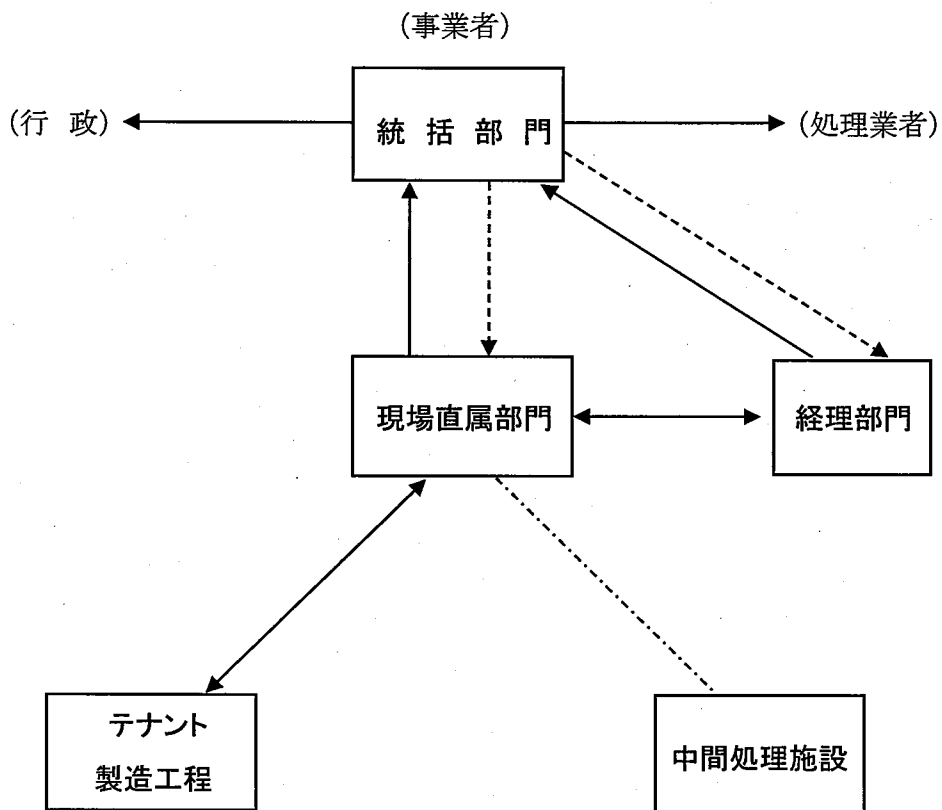
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

添付資料 管理体制図及び各部署の役割

[管理体制図]



- ▶ 報告
- - - - -▶ 指示
- ◄————— 相互連絡
- - - - - 指示

[各部署の役割]

部 署	役 割
<p>A 統括部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各部署間の調整及び指示 ・処理施設の定期的査察
<p>B 現場直属部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して把握管理 ・産業廃棄物の発生肯定、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・現場施設の維持管理点検等 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・上記内容をAに報告
<p>C 経理部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料金の支払い ・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・上記内容をAに報告

[産業廃棄物発生工程フロー]

